

○農産物規格規程

平成十三年二月二十八日
農林水産省告示第二百四十四号

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第六条第一項の規定に基づき、農産物規格規程（昭和二十六年四月十九日農林省告示第三百三十三号）の全部を次のように改正し、同条第二項の規定に基づき、施行期日を平成十三年四月一日と定め、公示する。

第一 農産物規格規程
一 国内産農産物

(一) 種類

水稲うるちもみ 水稲もちもみ 陸稲うるちもみ 陸稲もちもみ 種子水稲うるちもみ 種子陸稲うるちもみ 種子陸稲もちもみ 飼料用もみ

(二) 銘柄

イ 水稲うるちもみ
産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品	種
北海道	彩、あやひめ、えみまる、おぼろづき、きたくりん、北瑞穂、きらら三九七、そらゆき、大地の星、ななつぼし、ふつくりんこ、ほしのゆめ、ほしまる、ゆきさやか、雪の穂、ゆきのめぐみ、ゆきひかり及びゆめびりか	
青森県	あきたこまち、あさゆき、コシヒカリ、青天の霹靂、つがるロマン、つきあかり、つぶゆき、ひとめぼれ、ほっかりん、まつしぐら、ムツニシキ、むつほまれ及びゆきのはな	
岩手県	あきたこまち、いわてっこ、かけはし、きらほ、銀河のしずく、コシヒカリ、萌えみのり及びゆきおとめ	
宮城県	あきたこまち、いのちの壺、おきにいり、かぐや姫、キヌヒカリ、金のいぶき、SD一号、つや姫、東北一九四号、トヨニシキ、はぎのかおり、花キラリ、ひとめぼれ、まなむすめ、ミルキークイン、萌えみのり、やまのしずく、ゆきむすび及び夢ごち	
秋田県	あきたこまち、秋田六三号、秋のきらめき、淡雪こまち、亀の尾四号、キヨニシキ、金のいぶき、SD一号、SD二号、さんざん、コシヒカリ、五百川、ササニシキ、おきにいり、スノーパール、たかねみのり、ちほみのり、つくばSD、みどり、ハイブリッド、ササニシキ、スノーパール、ひとめぼれ、ふくひびき、ミルキークイン、ミルキープリンセス、めんどろい、萌えみのり、ゆめおぼこ及び夢ごち	
山形県	あきたこまち、いのちの壺、金のいぶき、きんのめぐみ、コシヒカリ、ササニシキ、里のゆき、さわのはな、つきあかり	

和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	福井県
イクヒカリ、キヌヒカリ、きぬむすめ、コシヒカリ、つや姫、にこまる、日本晴、ハナエチゼン、ヒカリ新世紀、ヒノヒ	あきたこまち、キヌヒカリ、コシヒカリ、ひとめぼれ及びヒノヒカリ	あきたこまち、あきだわら、いのちの壺、かぐや姫、キヌヒカリ、きぬむすめ、コシヒカリ、兵庫ゆめおとめ、フクヒカリ、ほむすめ舞、みつひかり、ミルキークイーン、むらさきの舞、ゆうだい二一、ゆかりの舞、夢ごこち及び夢の華	あきたこまち、キヌヒカリ、きぬむすめ、コシヒカリ、にこまる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ及び祭り晴	いのちの壺、キヌヒカリ、京の輝き、コシヒカリ、どんとこい、にこまる、日本晴、ヒカリ新世紀、ヒノヒカリ、フクヒカリ、ほむすめ舞、祭り晴、ミルキークイーン及び夢ごこち	あきたこまち、あきだわら、秋の詩、笑みの絆、縁結び、キヌヒカリ、きぬむすめ、吟おうみ、コシヒカリ、ササニシキ、にこまる、日本晴、ハイブリッドとうごう三号、ハナエチゼン、ゆかい二一、ゆめおとめ、夢ごこち、夢の華、夢みらい及びみづかがみ、みつひかり、みどり豊、ミルキークイーン、ゆうだい二一、ゆめおとみ、夢ごこち、夢の華、夢みらい及びびレーク六五	あきたこまち、イクヒカリ、うこん錦、縁結び、キヌヒカリ、きぬむすめ、黄金晴、コシヒカリの郷、みんとこいの穂、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ヤマヒカリ及び夢ごこち	あいちのかおり、あきたこまち、あきだわら、あさひの夢、いのちの壺、縁結び、キヌヒカリ、コシヒカリ、大地の風、チヨニシキ、豊橋一号、和みりゾット、なつきらり及びゆめまつり	あいちのかおり、あきたこまち、あさひの夢、いのちの壺、LGCソフト、歓喜の風、キヌヒカリ、きぬむすめ、きんのみぐみ、みつひかり及びミルキークイーン	あさひの夢、あきだわら、あさひの夢、いのちの壺、LGCソフト、縁結び、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、ほしじるし、みつひかり、ミネアサヒ、みねはるか、ミルキークイーン及び夢ごこち	あきたこまち、あきだわら、いのちの壺、縁結び、風さやか、キヌヒカリ、きらりん、きんのめぐみ、コシヒカリ、五百川、つきあかり、天竜乙女、ひとめぼれ、ほむすめ舞、ミルキークイーン、夢ごこち及びゆめしなの	あさひの夢、コシヒカリ、五百川、つや姫、農林四八号、花キラリ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ及びミルキークイーン	あきさかり、ひとめぼれ、イクヒカリ、フクヒカリ、いちほまれ、縁結び、キヌヒカリ、つくばSD一号、日本晴、はえぬき、ハナエチゼン

熊 本 県	長 崎 県	佐 賀 県	福 岡 県	高 知 県	愛 媛 県	香 川 県	徳 島 県	山 口 県	広 島 県	岡 山 県	島 根 県	鳥 取 県	
ラ、みつひかり、ミルキークイン、森のくまさん、やまだわら、夢の華及びわさもん	あさひの夢、おてんとそだち、コシヒカリ、つや姫、なつほのか、にこまる、ヒノヒカリ及びレイホウ	コシヒカリ、さがびより、さとじまん、たんぼの夢、つや姫、天使の詩、鍋島、にこまる、日本晴、ヒノヒカリ、ふくいずみ、ホシユタカ、夢しずく及びレイホウ	元氣つくし、コシヒカリ、夢一献、ツクシホマレ、つくしろまん、つやおとめ、にこまる、ヒノヒカリ、姫ごのみ、実りつくし、ミルキークイン、夢一献、夢つくし及びレイホウ	あきたこまち、アキツホ、イクヒカリ、キヌヒカリ、黄金錦、コシヒカリ、さわかおり、土佐錦、ナツヒカリ、南国そだち、にこまる、ヒエリ、ヒカリ新世紀、ヒカリッコ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、びかまる、フクヒカリ、ミルキークイン及びよさ恋美人	愛のゆめ、あきたこまち、あきだわら、キヌヒカリ、きぬむすめ、こいごころ、コシヒカリ、てんたかく、にこまる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、ひめの凜、フクヒカリ、松山三井及びみつひかり	あきげしき、あきさかり、あきたこまち、おいでまい、オオセト、キヌヒカリ、コシヒカリ、さぬきよいまい、にこまる、はえぬき、ヒカリ新世紀、ヒノヒカリ及び姫ごのみ	あきさかり、あきたこまち、あわみのり、イクヒカリ、キヌヒカリ、コシヒカリ、五百川、日本晴、ハナエチゼン、はるみ、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、ほむすめ舞及びミルキークイン	あきたこまち、あきまつり、きぬむすめ、金のいぶき、恋の予感、コシヒカリ、せとのにじ、中生新千本、にこまる、日本晴、晴るる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、ミルキークイン及びやまだわら	あきさかり、あきたこまち、あきだわら、あきろまん、LGCソフト、キヌヒカリ、金のいぶき、恋の予感、こいもみじ、コシヒカリ、どんとこい、中生新千本、にこまる、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、姫ごのみ、ホウレイ、ミ	あきたこまち、あきだわら、アキヒカリ、アケボノ、朝日、キヌヒカリ、きぬむすめ、吉備の華、金のいぶき、恋の予感、コシヒカリ、中生新千本、にこまる、日本晴、はいごころ、ヒカリ新世紀、ぴかまる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、みつひかり、ミルキークイン及び夢の華	あきだわら、LGCソフト、縁結び、きぬむすめ、コシヒカリ、春陽、つや姫、にこまる、ハナエチゼン、ヒノヒカリ、ミルキークイン及び夢の華	あきたこまち、おまにかね、きぬむすめ、コシヒカリ、日本晴、ハナエチゼン、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、プリンセスかおり、星空舞、ミルキークイン及びヤマヒカリ	カリ、ミネアサヒ、ミルキープリンセス及びヤマヒカリ

道 府 県	品 種
大分県	あきたこまち、あきだわら、あきまさり、コシヒカリ、たちはるか、つや姫、にこまる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、みつひかり、ミルキークイーン及びユメヒカリ
宮崎県	あきげしき、あきたこまち、おてんとそだち、きらり宮崎、黄金錦、コシヒカリ、さきひかり、つや姫、夏の笑み、にこまる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、まいひかり、み系三五八及びミルキークイーン
鹿児島県	あきのそら、あきほなみ、彩南月、イクヒカリ、コシヒカリ、とよめき、なつほのか、にこまる、はなさつま、ヒノヒカリ、ミルキークイーン及びレイホウ
沖縄県	ちゅらひかり、ひとめぼれ及びミルキーサマー
口 水稲もちもみ 産地品種銘柄 産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。	
北海道	風の子もち、きたのむらさき、きたふくもち、きたゆきもち及びはくちようもち
青森県	あかりもち、アネコモチ及び式部糯
岩手県	朝紫、カグヤモチ、こがねもち、ヒメノモチ、めんこもち、もち美人及びタヤけもち
宮城県	こもちまる、ヒメノモチ、みやこがねもち及びもちむすめ
秋田県	朝紫、きぬのはだ、こがねもち、たつこもち、ときめきもち及びタヤけもち
山形県	朝紫、こがねもち、こゆきもち、酒田女鶴、たつこもち、でわのもち、ヒメノモチ及び山形糯一二八号
福島県	朝紫、あぶくまもち、こがねもち及びヒメノモチ
茨城県	こがねもち、ヒメノモチ及びマンゲツモチ
栃木県	きぬはなもち、ヒメノモチ及びモチミノリ
群馬県	群馬糯五号及びまんぷくもち
埼玉県	峰の雪もち
千葉県	ツキミモチ、ヒメノモチ、ふさのもち、マンゲツモチ及び峰の雪もち

徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	京都府	滋賀県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	福井県	石川県	富山県	新潟県	神奈川県
モチミノリ	ヒヨクモチ、マンゲツモチ及びミヤタマモチ	ココノエモチ及びヒメノモチ	ココノエモチ、ヒメノモチ及びヤシロモチ	ココノエモチ、ヒメノモチ、ミコトモチ、峰の雪もち及びヤシロモチ	オトメモチ、鈴原糯、ハクトモチ及びヒメノモチ	モチミノリ	ヒヨクモチ	はりまもち、マンゲツモチ及びヤマフクモチ	新羽二重糯	滋賀羽二重糯、ヒメノモチ、マンゲツモチ及び峰の雪もち	ココノエモチ、十五夜糯、ヒヨクモチ及び峰のむらさき	葵美人、するがもち及び峰の雪もち	きねふりもち、ココノエモチ、たかやまもち及びモチミノリ	ヒメノモチ、もちひかり及びモリモリモチ	朝紫及びこがねもち	カグラモチ、新大正糯、タンチョウモチ及び恵糯	石川糯二四号、カグラモチ、新大正糯、白山もち及び峰の雪もち	カグラモチ、こがねもち、新大正糯、とみちから及びらいちようもち	こがねもち、ゆきみのり及びわたぼうし	喜寿糯

鹿児島県	さつま赤もち、さつま絹もち、さつま黒もち、さつま雪もち及び峰の雪もち
宮崎県	朝紫
大分県	ヒヨクモチ
熊本県	ヒヨクモチ及び峰の雪もち
長崎県	ヒヨクモチ
佐賀県	ヒデコモチ及びヒヨクモチ
福岡県	ヒヨクモチ
高知県	サイワイモチ、たまひめもち及びヒデコモチ
愛媛県	クレナイモチ及びモチミノリ
香川県	クレナイモチ

(三) 規格

イ 量目

麻袋又は樹脂袋詰めの場合 四〇キログラム又は二〇キログラム

紙袋又はポリエチレンフイ 二〇キログラム

ルム袋詰めの場合

口 荷造り及び包装

(イ) 麻袋

第一種麻袋

材料

原反は、黄麻糸で平織り又はあや織りに織ったものとし、口縫糸は、手縫いの場合にあつては黄麻糸一四番手三本より又はこれと同等以上の強さの麻糸、ミシン縫いの場合にあつては綿糸三〇番手一二本より若しくはビニロン糸二〇番手六本より又はこれらと同等以上の強さの糸とする。

	縦 〔ルメーセン トチ〕					
	横 〔ルメーセン トチ〕					
	(又は横)	密 のメー 織トセン 込本ルチ 数間チ 度				
	(又は縦)					
		重 (グラム) さ				
袋の中央部に別に定めるところ	表		示			
原反の両端をアンテアス縫いと	仕 立 方					

(±)	一〇二	(±)	六二〇	(±)	六一二	(±)	三二二	(±)	七八〇	により赤色の縦糸を織り込み、かつ、原反を織った会社別に別	し、この縫目の線と平行な中央の線を折目として二つに折り、両側をヘラクル縫いとしたもの
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------------------------------	--

荷造り
手縫いの場合にあつては、袋口を内部に折り込みこれを更に一方に折るか、又は内部に折り込まないで一方に二回以上折り、口縫糸二本でその片端を二回くりくり、縫目の間隔約五センチメートルで千鳥縫い又は巻縫いとし、片結びとする。この場合において、他の片端は、二回くりくり通すものとする。

材料
ミシン縫いの場合にあつては、袋口を内部に折り込むか、又は折り込まないで袋口をそろえ、袋口と平行に、縫目の間隔八ミリメートル又は一〇ミリメートルで縫うものとする。

第二種麻袋
原反は、黄麻系で平織りに織ったものとし、口縫糸は、手縫いの場合にあつては黄麻系一四番手三本より又はこれと同等以上の強さの麻糸、ミシン縫いの場合にあつては綿糸三〇番手一二本より若しくはビロン糸二〇番手六本より又はこれらと同等以上の強さの糸とする。

形 状

(±)	七二四	〔縦トチ〕 ルメセン		密 一〇センチ 度 の織込本数	重 （グラム） さ	表 示	仕 立 方
(±)	五二〇	〔横トチ〕 ルメセン					
(±)	三二二	（又は横）		縦	（又は縦）	袋の中央部に別に定めるところにより、赤色の横糸を織り込み、かつ、原反を織った会社別に別	原反の両端と平行な中央の線を折目として二つに折り、合わせ目側及び底部をヘラクル縫いとしたもの
(±)	五二二	（又は横）					
(±)	四二五	（又は縦）					

荷造り
手縫いの場合にあつては、袋口をそろえ一方に二回折り、口縫糸二本でその片端を一回くりくり、縫目の間隔約三センチメートルで平縫い又は巻縫いとし、止め結びとする。この場合において、他の片端は、一回くりくり通すものとする。

材料
ミシン縫いの場合にあつては、袋口をそろえ袋口と平行に、縫目の間隔八ミリメートル又は一〇ミリメートルで縫うものとする。

第三種麻袋
原反は、黄麻系で平織りに織ったものとし、口ひもは、黄麻系三二番手五本より又はこれと同等以上の強さの麻糸とし、袋口の当板は、厚さ一・五ミリの鉄製（ニッケルメッキ仕上げ）のものとする。

形 状

縦	横	〔一〇センチ〕 度		
---	---	--------------	--	--

(±)	八 二〇	ルメセントチ	
(±)	五 二〇	ルメセントチ	
(±)	三 二二	(又は横)	のメートル間 織込本数
(±)	五 二二	(又は縦)	
(±)	四 二三 五〇	(重 グラム) さ	
	をに反りり定袋の 付別を込赤め中央 した織み色のと部 た定ったか横の ものる会社、を の表示別原織よ	表 示	
	ナイ、のしに原 ッ付、その口、折反 プケ、内、の袋、りの を取、幅側をの合端 り端約両面重端と 付と三、の折に目行 けた中、五中央し、及び た部、セン部にひセン の三チメーに長さ結チ の箇、ト、約二五で取 所に、ルの当板を縫 リ、の、板を縫	仕 立 方	

荷造り

袋口をそろえ当板に取り付けたリングバナSNSナップをはめ合わせ、一方に三回以上折り曲げ、両端から約一〇センチメートルの箇所を袋口の中央に折り曲げて、左右の口ひもで真結びとする。

その他麻袋

前各号に掲げる麻袋以外の麻袋

(四) 樹脂袋

第一種樹脂袋

材料

原反は、一〇〇〇デニール以上の黄茶色のポリプロピレン製テープヤーン（ポリプロピレン一〇〇パーセント）を、平織り（滑り止め効果のある織り方のもの）でエンドレスに織ったものとし、口縫糸は、手縫いの場合には、一〇〇〇デニール以上で、引張強度三六キログラム以上のポリプロピレン製糸又はこれらと同等以上の強さの糸と、ミシン縫いの場合においては、ビニロン糸二〇番手六本より又はこれと同等以上の強さの糸とする。

形状

(±)	一 〇二	ルメセントチ	
(±)	六 二〇	ルメセントチ	
(±)	五 三四	縦	密 一〇センチメートル 間の織込本数
(±)	四 三六	横	
(±)	一 一七 五五	(重 グラム) さ	
	袋の中央部に幅約一センチメートルを隔てて、縦糸二本を織り込んだもの	表 示	
	袋口はヒートカットとし、底部はアンテアス縫いとしたもの	仕 立 方	

荷造り

手縫いの場合には、袋口をそろえ一方に二回以上折り、口縫糸二本でその片端を二回りくり、縫目の間隔約五センチメートルで巻縫いとするか、又は口縫糸二本でその片端を一回りくり、縫目の間隔約三センチメートルで平縫いとし、片結びとする。この場合において、他の片端は、巻縫い

第二種樹脂袋

にあっては二回りくくり、平縫いにあるは一回りくくって、通すものとする。
 ミシン縫いの場合にあるは、袋口を内部に折り込むか、又は折り込まないで袋口をそろえ一方に一回折り、袋口と平行に、縫目の間隔八ミリメートル又は一〇ミリメートルで縫うものとする。

(±)	八 二〇	縦 ルメセン トチ	
(±)	四 二八	横 ルメセン トチ	
(±)	五 二一	縦	密 ル〇セン 間の織 込チメ ト度
(±)	三 二九	横	度
(±)	一 八 〇 五	重 (グラム) さ	
		表 示	
		仕 立 方	

袋の中央部に幅約一センチメートルを隔てて、製造会社別に定め色の縦糸二本を織り込
 袋口はヒートカットし、底部は
 アンテアス縫いと、両側をそ
 んだもの

第三種樹脂袋

荷造り 袋口をそろえ一方に一回折り、袋口と平行にミシン縫いと、縫目の間隔八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。
 材料 原反は、一〇〇〇デニール以上の黄茶色のポリプロピレン製テープヤーン（ポリプロピレン一〇〇パーセント）を、平織り（滑り止め効果のある織り方のもの）でエンドレスに織ったものとし、口ひもは、幅約一二ミリメートルのポリプロピレン製バンドで、破断強度一〇〇キログラム以上、破断伸度二〇パーセント以下のものとし、袋口の補強材は、幅一九ミリメートルのポリプロピレン製で、剛軟度一〇〇グラム以上のものとする。

(±)	八 二〇	縦 ルメセン トチ	
(±)	四 二八	横 ルメセン トチ	
(±)	五 二一	縦	密 ル〇セン 間の織 込チメ ト度
(±)	三 二九	横	度
(±)	一 九 〇 五	重 (グラム) さ	
		表 示	
		仕 立 方	

袋の中央部に幅約一センチメートルを隔てて、製造会社別に定め色の縦糸二本を織り込
 袋口はヒートカットし、底部は
 いと、両側をそれぞれ、底
 七センチメートルの長さの補強材と、裏面に約三
 の七センチメートルの長さの補強材と、裏面に約三

(±) 八 二〇	縦 ルメセ ー ン トチ
(±) 四 一 二	横 ルメセ ー ン トチ
(±) 〇 七 ・ 五 五	底 ルメセ ー ン トチ 幅
(±) 二 一 八 〇 〇	(重 グラム) さ
製紙工場名、製袋工場名 及び風袋の重量並びに 第二種紙袋の重量並びに 面に表示したものの文字を 表	表 示
縫い目（縫い目）の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。	仕 立 方

荷造り
袋口をそろえ裏側に三回以上折り曲げ、両端から約一〇センチメートルの箇所袋口の中央に折り曲げて、左右の口ひもで真結びとする。

第二種紙袋
材料
原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）MS―八四、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）EK―一八三又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）EK―二―八四に規定されたクラフト紙とし、縫いに用いる糸は、綿糸三〇番手一二本より若しくはビロン糸二〇番手六本より又はこれらと同等以上の強さのものとする。

形状

(±) 八 二〇	縦 ルメセ ー ン トチ
(±) 四 一 九	横 ルメセ ー ン トチ
(±) 〇 ・ 一 五 〇	底 ルメセ ー ン トチ 幅
(±) 二 一 三 〇 〇	(重 グラム) さ
製紙工場名、製袋工場名 及び風袋の重量並びに 第一種紙袋の重量並びに 面に表示したものの文字を 表	表 示
縫い目（縫い目）の間隔は、八ミリメートルとする。	仕 立 方

荷造り
袋口をそろえ裏側に三回以上折り曲げ、両端から約七センチメートルの箇所袋口の中央に折り曲げて、左右の口ひもで片結びとする。

その他樹脂袋
前各号に掲げる樹脂袋以外の樹脂袋

(A)
紙袋
第一種紙袋
材料
原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）MS―八四、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）EK―一八三又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）EK―二―八四に規定されたクラフト紙とし、口ひもは、紙ひも製バンド（紙ひも八本を幅一〇ミリメートル以下に並列帯状に固着させたもので、引張り強さ六八キログラム以上のもの）とする。

形状

荷造り 袋口にも紙又はクレープ紙を当て、袋口と平行に当て糸をして縫糸二本でミシン縫いとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

第三種紙袋

材料 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）MS一八四、JIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）EK二一八四に規定されたクラフト紙とし、縫い糸に用いる糸は、綿糸三〇番手一二本より、ビロン糸二〇番手六本よりその他これらと同等以上の強度をもつものとする。

形状

(±)	八二〇	縦	〔ルメント〕
(±)	四二	横	〔ルメント〕
(±)	〇七・五	ひだ	〔ルメント〕
(±)	二九五	重さ	(グラム)
		表	製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第三種紙袋」の文字を表面に表示したもの
		仕立	各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて四層とし、排出口側は端を四層重ねた状態で二回折り曲げ、引きひも付き補強紙をはったもの

荷造り

注入口側にも紙又はクレープ紙を当て、当て紙をしてミシン縫いとし、縫い目の間隔は八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

その他紙袋

前各号に掲げる紙袋以外の紙袋

(二) ポリエチレンフィルム袋

ポリエチレンフィルム袋

材料

原反は、H A O L L (炭素数六以上のαオレフィン)をモノマーとする直鎖状低密度ポリエチレン樹脂を主原料にインフレーション押出機により、JIS Z一七〇七(食品包装用プラスチックフィルム通則)に基づく引張試験の級区分二級以上、ダート衝撃試験九〇〇グラム以上のフィルムに加工したもので、全面に七〇ミクロンの針により微細な通気孔(マイクローパーフォレーション)を開け、縦に五センチメートル幅二本の帯状にエンボス(防滑)加工したものとす。

形状

(±)	七五	縦	〔ルメント〕
(±)	三四	横	〔ルメント〕
(±)	一六	ひだ	〔ルメント〕
(±)	一二五	重さ	(グラム)
	(平均) 一八〇	厚み	〔マイクロメートル〕
		表	製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「ポリエチレンフィルム袋」の文字を表面に表示し、注入口及び底部
		仕立	ヒートシール機により、注入口側上端の二隅を点状に底部は底部と平行に溶着したもの。又は、これに注入口及び底部のひだ部分をコーナーシールしたも

合格	等級		項目
	項目		
一四・五	水 (%) 分		最 高 限 度
二五	被 (%) 害 粒		
一	(%) 麦	異 種 穀 粒	最 高 限 度
一	玄米及び麦を 除いたもの (%)		
二	異 (%) 物		

(n) 飼料用もみ

合格	等級		項目
	項目		
九〇	発 (%) 芽 率		最 低 限 度
九〇	整 (%) 粒		
標準品	形 質		最 高 限 度
一四・五	水 (%) 分		
〇・五	被 (%) 害 粒		最 高 限 度
〇・二	異 (%) 物		
品種固有の色	色		

(p) 規格外—合格の品位に適合しないもみであって、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
種子水稲うるちもみ、種子水稲もちもみ、種子陸稲うるちもみ及び種子陸稲もちもみ

合格	等級		項目
	項目		
七〇	(整 (%) 粒		最 低 限 度
標準品	形 質		
一四・五	水 (%) 分		最 高 限 度
六	(計 (%))	被 害 粒 、 着 色 粒 、 異 種 穀 粒 及 び 異 物	
〇・二	着 (%) 色 粒		
〇・三	異 (%) 種 穀 粒	異 (%) 物	
〇・二	異 (%) 物		

(i) 品位
水稲うるちもみ、水稲もちもみ、陸稲うるちもみ及び陸稲もちもみ

ハ
荷造り
溶着の場合にあつては、注入口をそろえ、注入口と平行にヒートシール機により溶着させるものとする。
粘着テープの場合にあつては、注入口をそろえ、内容物の高さで両側のひだ部を合わせて一回以上折り曲げ、専用の粘着テープ（幅五・五センチメートル、長さ三四センチメートル）ではり付けるものとする。
その他ポリエチレンフィルム袋
前号に掲げるポリエチレンフィルム袋以外のポリエチレンフィルム袋

(-)	一	
(-)	五	
		から二センチメートルにそれぞれ平行な線を表示したもの
		ので、検査証明欄を印刷するものにあつては、該当部をマツト印刷したもの

規格外—合格の品位に適合しないもみであつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの成分
 (イ) たんぱく質(%)
 (ロ) アミロース(%)

附

- 一 水分の最高限度は、当分の間、本表の数値に一・〇%を加算したものとす。
- 二 水稲もちもみ及び陸稲もちもみのうち合格のものには、その種類以外のもみが二%を超えて混入してはならない。
- 三 種子もみにおける異種穀粒及び異品種粒の混入限度
 - イ 異なる品種を交配した一代雑種の種子もみにあつては、異種穀粒が混入してはならず、かつ、異品種粒が二%を超えて混入してはならない。
 - ロ 原種として生産された雄性不稔系統の種子もみにあつては、異種穀粒が混入してはならず、かつ、異品種粒が1%を超えて混入してはならない。
 - ハ イ及びロに掲げる種子もみ以外の種子もみにあつては、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
- 四 種子もみとして検査の請求をしたもみで種子もみの等級に格付けされなかつたものについては、水稲うるちもみ、水稲もちもみ、陸稲うるちもみ又は陸稲もちもみとしてそれぞれの規格を適用する。
- 五 飼料用もみには、異物として土砂(これに類するものとして農林水産省政策統括官(以下「政策統括官」という。)が定めるものを含む。)が混入してはならない。
- 六 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員(農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)第十七条第二項第一号に規定する者)をいう。以下同じ。)が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋、紙袋又はポリエチレンフィルム袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率—全量に対する重量比をいう。ただし、発芽率の場合を除く。
- 二 整形粒—被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。
- 三 形質—充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形及び光沢をいう。
- 四 水分—常圧加熱乾燥法のうち、一〇五度乾燥法によるものをいう。
- 五 被害粒—損傷を受けた粒(発芽粒、病害粒、くされ粒、虫害粒、傷もみ、砕粒等)をいう。ただし、普通もみにあつては、損傷が軽微で玄米の品質及びもみすり歩合に影響を及ぼさない程度のもを除き、飼料用もみにあつては、発芽粒、病害粒及びくされ粒をいう。
- 六 着色粒—粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。ただし、とう精によつて除かれ、又は精米の品質及び精米歩合に著しい影響を及ぼさない程度のもを除く。
- 七 未熟粒—成熟していない粒をいう。
- 八 異種穀粒—その種類のもみ(普通もちもみ)にあつては、もみ(を)を除いた他の穀粒をいう。
- 九 異物—穀粒を除いた他のものをいう。
- 一〇 発芽率—摂氏二五度で一四日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した整粒等に対する粒数歩合をいう。
- 一一 整粒等—整粒、未熟粒及び被害粒(原形の二分の一以下の砕粒を除く。)をいう。
- 一二 たんぱく質—精米につき窒素定量化法により換算値五・九五を用いたもの又はこれと同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計を用いて測定したものをいう。
- 一三 アミロース—精米につきよう素呈色比色法により分光光度計を用いて測定したものをいう。
- 二 玄米類
 - (一) 水稲うるち玄米 水稲もち玄米 陸稲うるち玄米 陸稲もち玄米 醸造用玄米 飼料用玄米
 - (二) 銘柄 水稲うるち玄米
 - イ 水稲うるち玄米

産地品種銘柄
 水稲うるちもみの産地品種銘柄に同じ。
 口 水稲もち玄米
 産地品種銘柄
 水稲もちもみの産地品種銘柄に同じ。
 ハ 醸造用玄米
 産地品種銘柄
 産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品	種
北海道	きたしずく、吟風及び彗星	
青森県	吟鳥帽子、古城錦、華想い、華さやか、華吹雪及び豊盃	
岩手県	ざんおとめ、吟ざんが及び結の香	
宮城県	蔵の華、ひより、美山錦及び山田錦	
秋田県	秋田酒こまち、秋の精、一穂積、改良信交、吟の精、華吹雪、百田、星あかり、美郷錦及び美山錦	
山形県	羽州誉、改良信交、亀粋、京の華、五百万石、酒未来、龍の落とし子、出羽燦々、出羽の里、豊国、美山錦、山酒四号、山田錦及び雪女神	
福島県	京の華一号、五百万石、華吹雪、福島酒五〇号、美山錦、山田錦及び夢の香	
茨城県	五百万石、ひたち錦、美山錦、山田錦、若水及び渡船	
栃木県	五百万石、とちぎ酒一四、ひとごち、美山錦、山田錦及び夢ささら	
群馬県	改良信交、五百万石、舞風、山酒四号、山田錦及び若水	
埼玉県	五百万石、さけ武蔵及び山田錦	
千葉県	雄町、五百万石、総の舞及び山田錦	
神奈川県	楽風舞、山田錦及び若水	
新潟県	一本づ、菊水、越神楽、越淡麗、五百万石、たかね錦、八反錦二号、北陸一二号及び山田錦	
富山県	雄山錦、五百万石、富の香、美山錦及び山田錦	

石川県	石川酒六八号、石川門、五百万石、北陸一二号及び山田錦
福井県	越南二九六号、越南二九七号、おくほまれ、九頭竜、越の雫、五百万石、さかほまれ、神力及び山田錦
山梨県	吟のさと、玉栄、ひとごち、山田錦及び夢山水
長野県	金紋錦、山恵錦、しらかば錦、たかね錦、ひとごち、美山錦及び山田錦
岐阜県	揖斐の誉、五百万石及びひだほまれ
静岡県	五百万石、誉富士及び山田錦
愛知県	山田錦、夢吟香、夢山水及び若水
三重県	伊勢錦、神の穂、五百万石、山田錦及び弓形穂
滋賀県	吟吹雪、滋賀渡船六号、玉栄及び山田錦
京都府	祝、五百万石及び山田錦
大阪府	雄町、五百万石及び山田錦
兵庫県	愛山、伊勢錦、いにしへの舞、五百万石、白菊、新山田穂一号、神力、たかね錦、フクノハナ、辨慶、山田錦、山田穂及び渡船二号、兵庫北錦、兵庫恋錦、Hyogo Sake 八五、兵庫錦、兵庫夢錦、たかね錦、但馬強力、杜氏の夢、野条穂、白鶴錦
奈良県	露葉風及び山田錦
和歌山県	五百万石、玉栄及び山田錦
鳥取県	強力、五百万石、玉栄、鳥系酒一〇五号及び山田錦
島根県	縁の舞、改良雄町、改良八反流、神の舞、五百万石、佐香錦及び山田錦
岡山県	雄町、吟のさと及び山田錦
広島県	雄町、こいおまち、千本錦、八反、八反錦一号及び山田錦
山口県	五百万石、西都の雫、白鶴錦及び山田錦
徳島県	吟のさと及び山田錦

香川県	雄町及び山田錦
愛媛県	しずく媛及び山田錦
高知県	風鳴子、吟の夢、土佐麗及び山田錦
福岡県	雄町、吟のさと、壽限無及び山田錦
佐賀県	西海一三四号、さかの華及び山田錦
長崎県	山田錦
熊本県	吟のさと、神力、華錦及び山田錦
大分県	雄町、吟のさと、五百万石、山田錦及び若水
宮崎県	ちほのまい、はなかくら及び山田錦
鹿児島県	山田錦

(三) 規格

イ 量目

麻袋又は樹脂袋詰 六〇キログラム又は三〇キログラム。ただし、特上から三等まで以外に該当すると認められるものは、五〇キログラム又は二五キログラムとする。紙袋詰めの場合 三〇キログラム又は二〇キログラム。ただし、特上から三等まで以外に該当すると認められるものは、二五キログラムとすることができる。

ポリエチレンフィルム詰めの場合 三〇キログラム。ただし、特上から三等まで以外に該当すると認められるものは、二五キログラムとすることができる。

ロ 荷造り及び包装

(イ) 麻袋

もみの荷造り及び包装の場合の麻袋に同じ。

(ロ) 樹脂袋

もみの荷造り及び包装の場合の樹脂袋に同じ。

(ハ) 紙袋

第一種紙袋

もみの荷造り及び包装の場合の第一種紙袋に同じ。

第二種紙袋

もみの荷造り及び包装の場合の第二種紙袋に同じ。

第三種紙袋

もみの荷造り及び包装の場合の第三種紙袋に同じ。

第四種紙袋

材料

原紙は、J I S P 三 四 〇 一（クラフト紙五種一号）E K 一 一 八 三 又 は J I S P 三 四 〇 一（クラフト紙五種二号）E K 二 一 八 四 に 規 定 さ れ た ク ラ フ ト 伸 張 紙 と す る。

(イ) 六 一	縦 〔センチメートル〕
(ロ) 三 六 ・ 五 八	横 〔センチメートル〕
(ハ) 七 ・ 六 五	ひだ 〔センチメートル〕
(ニ) 一 二 〇 七	重 （グラム） さ
製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第四種紙袋」の文字を表面に表示したもの	表 示
各層とも新クラフト伸張紙を用いて二層とし、排出口側は階段切りにし、二重折りのりばりした上に引き紐付き補強紙をはり付け、注入封緘側はトップシール幅（四・五センチメートル）に階段切りにし、折り曲げの合わせ側に封緘用粘着両面テープ（四センチメートル）の片面をはり付けたもの	仕 立 方

荷造り
注入口を揃え、内容物の高さで両側のひだを整え、両面テープ側に袋を折り、封緘用粘着テープではり付けるものとする。

その他紙袋

(イ) 前各号に掲げる紙袋以外の紙袋

(ロ) ポリエチレンフィルム袋

(ハ) もみの荷造り及び包装の場合のポリエチレンフィルム袋に同じ。

(ニ) 品位
水稲うるち玄米及び水稲もち玄米

項目	等級				項目
	三等	二等	一等	等	
最低限度	四五	六〇	七〇	整粒 （％）	最低限度
	三等標準品	二等標準品	一等標準品	形質	
最高限度	一五・〇	一五・〇	一五・〇	水 （％） 分	最高限度
	三〇	二〇	一五	（計） （％）	
	二〇	一〇	七	死米 （％）	
	〇・七	〇・三	〇・一	着色粒 （％）	
	一・〇	〇・五	〇・三	もみ （％）	
	〇・七	〇・三	〇・一	麦 （％）	
	一・〇	〇・五	〇・三	もみ及び麦を除いたもの （％）	
	〇・六	〇・四	〇・二	異物 （％）	
				被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物	
				異種穀粒	

(ロ) 規格外一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であって、異種穀粒及び異物を五〇％以上混入していないもの
陸稲うるち玄米及び陸稲もち玄米

項目		最	高	限	度
水 (%) 分	被 (%) 害 粒				
も	異	度	度	度	度
み	種				
麦	穀				
もみ及び麦を	粒				
異	(%) 物				

(二) 規格外―特上から三等までのそれぞれの品位に適合しない醸造用玄米であつて、もみ及び異物を五〇%以上混入していないもの飼料用玄米

三 等	二 等	一 等	特 等	特 上	等 級	項目	項目
四五	六〇	七〇	八〇	九〇	(%) 整 粒	最 低 限 度	最 低 限 度
三等標準品	二等標準品	一等標準品	特等標準品	特上標準品	形 質	水 (%) 分	水 (%) 分
一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	(%) 計	被 害 粒 、 死 米 、 着 色 粒 、 も み 及 び 異 物	最 高 限 度
三〇	二〇	一五	一〇	五	(%) 死 米		
二〇	一〇	七	五	三	(%) 着 色 粒		
〇・七	〇・三	〇・一	〇・〇	〇・〇	(%) も み		
一・〇	〇・五	〇・三	〇・二	〇・一	(%) 異 物		
〇・六	〇・四	〇・一	〇・一	〇・〇		色	色
		品種固有の色	品種固有の色	品種固有の色			

(ハ) 規格外―一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの醸造用玄米

三 等	二 等	一 等	等 級	項目	項目
四五	五五	六五	(%) 整 粒	最 低 限 度	最 低 限 度
三等標準品	二等標準品	一等標準品	形 質	水 (%) 分	水 (%) 分
一五・〇	一五・〇	一五・〇	(%) 計	被 害 粒 、 死 米 、 着 色 粒 、 異 種 穀 粒 及 び 異 物	最 高 限 度
三〇	二〇	一五	(%) 死 米		
二〇	一〇	七	(%) 着 色 粒		
〇・七	〇・三	〇・一	(%) も み		
一・〇	〇・五	〇・三	(%) 麦		
〇・七	〇・三	〇・一	もみ及び麦を除いたもの(%)	異 種 穀 粒	異 種 穀 粒
一・〇	〇・五	〇・三		異 物	異 物
〇・六	〇・四	〇・二	(%) 異 物		

等級	合格	一五・〇	二五	三	一	一	一
				(%)	(%)	除いたもの (%)	

規格外—合格の品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの

ニ 成分

(イ) たんぱく質 (%)
(ロ) アミロース (%)

附

一 醸造用玄米を除く玄米の水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に一・〇%を加算したものとす。

二 次の道県で生産された醸造用玄米に限り、その水分の最高限度は各等級とも本表の数値にそれぞれ次の数値を加算したものとす。
北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島各道県 一・〇%
新潟、富山、石川、福井、鳥取、島根及び沖繩の各県 〇・五%

三 もち玄米には、その種類以外の玄米が一等のものにあつては一%、二等のものにあつては二%、三等のものにあつては三%を超えて混入してはならない。

四 玄米には、異物として土砂（これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。）が混入してはならない。

五 醸造用玄米には、もみを除く異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。

六 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋、紙袋又はポリエチレンフィルム袋を使用していなければならない。

定義

一 百分率—全量に対する重量比をいう。

二 整形—粒—被害粒、死米、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。

三 形状—質—皮部の厚薄、充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形、光沢並びに肌ずれ、心白及び腹白の程度をいう。

四 被害—粒—損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、芽くされ粒、虫害粒、胴割粒、奇形粒、茶米、碎粒等）をいう。ただし、醸造用玄米における胴割粒を除き

五 被色—米—充実していない粉状質の粒（青死米及び白死米）をいう。

六 未熟—粒—死米を除いた成熟していない粒をいう。

七 異種穀粒—その種類の玄米（もち玄米にあつては、玄米）を除いた他の穀粒をいう。

八 異物—もみの定義の異物に同じ。

九 たんぱく質—もみの定義のたんぱく質に同じ。

一〇 アミロース—もみの定義のアミロースに同じ。

三 種類

(一) 水稲うるち精米 水稲もち精米 陸稲うるち精米 陸稲もち精米

(二) 規格

イ 量目

ロ 紙袋詰めの場合 三〇キログラム

紙袋 荷造り及び包装

等 外	二 等	一 等	等級		項目
			形	質	
等 外 標 準 品	二 等 標 準 品	一 等 標 準 品	水 (%) 分		最 低 限 度
一 五 ・ 〇	一 五 ・ 〇	一 五 ・ 〇	(%) 計		最 高 限 度
二 五	二 〇	一 〇	(%) 計	粉 状 質 粒 及 び 被 害 粒	
四	二	一	(%) 計	被 害 粒	最 高 限 度
〇 ・ 二	〇 ・ 二	〇 ・ 〇	(%) 着 色 粒	被 害 粒	
一 五	一 〇	五	碎 (%) 粒		最 高 限 度
〇 ・ 〇	〇 ・ 〇	〇 ・ 〇	(%) も み		
〇 ・ 二	〇 ・ 一	〇 ・ 〇	(%) も み を 除 いた も の		異 種 穀 粒 及 び 異 物

(ロ) 規格外―一等から等外までのそれぞれの品位に適合しない精米であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの完全精米

等 外	二 等	一 等	等級		項目
			形	質	
等 外 標 準 品	二 等 標 準 品	一 等 標 準 品	水 (%) 分		最 低 限 度
一 五 ・ 〇	一 五 ・ 〇	一 五 ・ 〇	(%) 計		最 高 限 度
二 五	二 〇	一 〇	(%) 計	粉 状 質 粒 及 び 被 害 粒	
四	二	一	(%) 計	被 害 粒	最 高 限 度
〇 ・ 二	〇 ・ 二	〇 ・ 〇	(%) 着 色 粒	被 害 粒	
一 五	五	二	碎 (%) 粒		最 高 限 度
〇 ・ 〇	〇 ・ 〇	〇 ・ 〇	(%) も み		
〇 ・ 三	〇 ・ 二	〇 ・ 一	(%) も み を 除 いた も の		異 種 穀 粒 及 び 異 物

ハ
品位
七分つき精米
(イ)
第一種紙袋
もみの荷造り及び包装の場合の第一種紙袋に同じ。
第二種紙袋
もみの荷造り及び包装の場合の第二種紙袋に同じ。
第三種紙袋
もみの荷造り及び包装の場合の第三種紙袋に同じ。

規格外一等から等外までのそれぞれの品位に適合しない精米であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの成分

(イ) たんぱく質(%)
(ロ) アミロース(%)

一 水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に一・〇%を加算したものとす。二 もち精米には、その種類以外の精米が一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては二%、等外のものにあつては三%を超えて混入してはならない。

三 精米には、異物として土砂(これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。)が混入してはならない。四 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った紙袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率—玄米の定義の百分率に同じ。
 - 二 質—ぬか層のはく離及びぬかの付着の程度、粒ぞろい並びに心白及び腹白の程度をいう。
 - 三 水分—ぬか層の定義の水分に同じ。
 - 四 粉状質粒—粒質が粉状又は半粉状の粒をいう。
 - 五 被害粒—汚染し、又は損傷を受けた粒(砕粒を除く。)をいう。
 - 六 着色粒—粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。ただし、精米の品質に著しい影響を及ぼさない程度のもものを除く。
 - 七 砕粒—その大きさが完全粒の三分の二から四分の一(針金二五番線ふるい目の開き一・七ミリメートルのふるいをもつて分け、そのふるいの上に残る程度の大きさをいう。)までの粒をいう。
 - 八 異種穀粒—その種類の精米(もち精米にあつては、精米)を除いた他の穀粒をいう。
 - 九 異物—その大きさが完全粒の四分の一未満の精米粒及び穀粒を除いた他のものをいう。
 - 一〇 たんぱく質—もみの定義のたんぱく質に同じ。
 - 一一 アミロース—もみの定義のアミロースに同じ。
- 四 小麥類
- (一) 普通小麥 強力小麥 種子小麥
 - (二) 銘柄 普通小麥 産地品種銘柄
- 産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品	種
北海道	キタノカオリ、きたほなみ、タクネコムギ、つるきち、はるきらり、ハルユタカ、春よ恋、ホクシン及びゆめちから	
青森県	キタカミコムギ、ナンブコムギ、ネバリゴシ、もち姫及びゆきちから	
岩手県	キタカミコムギ、銀河のちから、コユキコムギ、ナンブコムギ、ネバリゴシ、もち姫、やわら姫、ゆきちから及びゆきはるか	
宮城県	あおぼの恋、銀河のちから、シラネコムギ、夏黄金及びゆきちから	

京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	福井県	石川県	富山県	新潟県	神奈川県	千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	福島県	山形県	秋田県
せときらら、ニシノカオリ及び農林六一号	シロガネコムギ、ニシノカオリ、農林六一号、びわほなみ、ふくさやか、ミナミノカオリ及びゆめちから	あやひかり、さとのそら、タマイズミ、ニシノカオリ、もち姫及びユメシホウ	イワイノダイチ、きぬあかり、農林六一号及びゆめあかり	イワイノダイチ、きぬあかり及び農林六一号	イワイノダイチ、さとのそら、タマイズミ及び農林六一号	しゅんよう、シラネコムギ、ハナマンテン、ユメアサヒ、ゆめかおり、ゆめきらり、ユメセイキ及びゆめちから	きぬの波、農林六一号及びゆめかおり	福井県大三号	シロガネコムギ、ナンブコムギ及びゆきちから	さとのそら及びゆきちから	ゆきちから	あやひかり、さとのそら、ニシノカオリ、農林六一号、ゆめかおり及びユメシホウ	さとのそら、農林六一号及びユメシホウ	あやひかり、さとのそら、農林六一号及びハナマンテン	きぬの波、さとのそら、ダブル八号、つるぴかり、農林六一号及びゆめかおり	イワイノダイチ、さとのそら、タマイズミ、農林六一号及びゆめかおり	きぬの波、さとのそら、農林六一号、ゆめかおり及びユメシホウ	アブクマワセ、きぬあずま、ふくあかり及びゆきちから	ナンブコムギ及びゆきちから	銀河のちから、ネバリゴシ及びハルイブキ

兵庫	兵庫	シロガネコムギ、せときらら、セトデュール、ふくほのか、ミナミノカオリ及びゆめちから
奈良	奈良	ふくはるか
鳥取	鳥取	銀河のちから、チクゴイズミ及びミナミノカオリ
島根	島根	農林六一号
岡山	岡山	シラサギコムギ、せときらら及びふくほのか
広島	広島	キヌヒメ、ふくさやか及びミナミノカオリ
山口	山口	せときらら及びふくさやか
徳島	徳島	チクゴイズミ
香川	香川	さぬきの夢二〇〇九
愛媛	愛媛	せときらら、チクゴイズミ及びミナミノカオリ
福岡	福岡	西海二〇一号、シロガネコムギ、チクゴイズミ、ちくしW二号、中国一七一号、ニシホナミ及びミナミノカオリ
佐賀	佐賀	さちかおり、シロガネコムギ、チクゴイズミ及びミナミノカオリ
長崎	長崎	シロガネコムギ、チクゴイズミ、長崎W二号及びミナミノカオリ
熊本	熊本	くまきらり、シロガネコムギ、チクゴイズミ、ニシノカオリ及びミナミノカオリ
大分	大分	チクゴイズミ、ニシノカオリ、農林六一号及びミナミノカオリ
宮崎	宮崎	チクゴイズミ及びミナミノカオリ
鹿児島	鹿児島	せときらら及びミナミノカオリ

ロ 強力小麦

品種銘柄

アオバコムギ

(三) 規格

イ 量目

麻袋又は樹脂袋詰めの場合

六〇キログラム又は三〇キログラム。ただし、一等及び二等以外に該当すると認められるものは、五〇キログラム又は二五キログラムとすることができる。

(ハ) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない強力小麦であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの種子小麦

種 類	等級	項目	
		最 低 限 度	最 高 限 度
強力小麦	合 格	容積重 (グラム)	異 物
普通小麦	合 格	整 粒 (%)	水 (%) 分
	七四〇	硝子率 (%)	被 害 粒 (%)
	九〇	発芽率 (%)	麥 角 粒 (%)
	七〇	形 質	麥 角 粒 を 除 け た も の (%)
	八〇	水 (%) 分	被 害 粒 (%)
	標準品	被 害 粒 (%)	麥 角 粒 (%)
	一二・五	麥 角 粒 (%)	被 害 粒 (%)
	〇・五	麥 角 粒 (%)	被 害 粒 (%)
	〇・〇	麥 角 粒 (%)	被 害 粒 (%)
	〇・〇	麥 角 粒 (%)	被 害 粒 (%)
	〇・二	麥 角 粒 (%)	被 害 粒 (%)
	品 種 固 有 の 色	品 種 固 有 の 色	品 種 固 有 の 色

ニ 成分
(イ) たんぱく質 (%)
(ロ) でん粉

一 普通小麦の規格は、品種銘柄として定められた品種以外の小麦（種子小麦を除く。）について適用する。
 二 強力小麦の規格は、品種銘柄として定められた品種（種子小麦を除く。）について適用する。
 三 普通小麦及び強力小麦のうち一等及び二等のものには、被害粒のうち発芽粒が二・〇%、赤かび粒が〇・〇%及び黒かび粒が五・〇%を超えて混入してはならない。
 四 普通小麦のうち一等及び二等のものには、強力小麦が一〇%を超えて混入してはならない。
 五 小麦には、異物として土砂（これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。）が混入してはならない。
 六 種子小麦には、異臭があつてはならない。
 七 種子小麦には、異種穀粒又はなまぐさ黒穂病粒が混入してはならない。
 八 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

定義
 一 百分率―全量に対する重量比をいう。ただし、なまぐさ黒穂病粒率、硝子率及び発芽率の場合を除く。
 二 容積重―重量を容積で測定した一リットルの重量をいう。
 三 整形粒―二ミリメートルの縦目ぶるいをもつて分け、そのふるいの上に残る健全粒をいう。
 四 質―皮部の厚薄、充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形、光沢等をいう。
 五 水分―皮部の定義の水分に同じ。
 六 被害粒―損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、碎粒、熱損粒及び種子小麦についての芽くされ粒、胴割粒等）をいう。ただし、普通小麦及び強力小麦にあつては、被害が軽微で小麦粉の品質及び製粉歩合に影響を及ぼさない程度のもものを除く。
 七 発芽粒―発根又は発芽している粒及び発根又は発芽のこん跡のある粒をいう。
 八 赤かび粒―赤かび菌等に侵されて赤色を帯びた粒をいう。
 九 黒かび粒―黒かび菌等に侵されて黒色を帯びた粒をいう。
 一〇 異種穀粒―その品種以外の小麦の粒をいう。
 一一 異種穀物―小麦を除いた他の穀粒をいう。
 一二 異種穀物―もみの定義の異物に同じ。

県	品	種
石川 県	ファイバースノウ、ホワイトファイバー及びミノリムギ	
富山 県	ファイバースノウ	
新潟 県	はねうまもち及びミノリムギ	
神奈川 県	カシマゴール	
千葉 県	カシマムギ	
埼玉 県	すずかぜ	
群馬 県	さやかぜ、シユンライ及びセツゲンモチ	
栃木 県	シユンライ	
茨城 県	カシマゴール及びカシマムギ	
福島 県	シユンライ及びべんけいむぎ	
山形 県	シユンライ	
宮城 県	シユンライ、ホワイトファイバー及びミノリムギ	
岩手 県	シユンライ及びファイバースノウ	

一 三 麦 角 粒―麦角菌糸のかたまり及び麦角菌に侵された穀粒をいう。
 一 四 なまぐさ黒穂病粒率―なまぐさ黒穂病菌に侵された粒の供試した粒に対する粒数歩合をいう。
 一 五 硝 子 率―整粒中の硝子質粒の供試した整粒に対する粒数歩合をいう。
 一 六 発 芽 率―撰氏二〇度で八日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した健全粒等に対する粒数歩合をいう。
 一 七 健 全 粒 等―健全粒、成熟していない粒及び被害粒（原形の二分の一以下の碎粒を除く。）をいう。
 一 八 た ん ぱ く 質―窒素定量法により換算値五・七〇を用いたもの又はこれと同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計を用いて測定したものをいう。
 一 九 で ん 粉―落球粘度計により測定したものをいう。
 五 大 麦 類
 (-) 普通小粒大麦 普通大粒大麦 ビール大麦 種子大麦
 (二) 銘 柄
 産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

滋賀県	静岡県	群馬県	栃木県	茨城県	北海道	道府県	大分県	広島県	鳥取県	兵庫県	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	福井県
サチホゴールデン	ミカモゴールデン	サチホゴールデン及びミカモゴールデン	アスカゴールデン、サチホゴールデン、スカイゴールデン、とちのいぶき、ニューサチホゴールデン及びもち絹香	ミカモゴールデン	札育二号及びりょうふう	品 種	シユンライ及びホワイトファイバー	さやかぜ	シユンライ	シユンライ	ファイバースノウ及びミノリムギ	ファイバースノウ	カシマゴール及びさやかぜ	シユンライ	カシマゴール、さやかぜ、ファイバースノウ及びミノリムギ	シユンライ、ファイバースノウ及びホワイトファイバー	ファイバースノウ	はねうまもち及びファイバースノウ

ロ 普通大粒大麦
産地品種銘柄
産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

京都府	サチホゴールド
鳥取県	しゅんれい
島根県	サチホゴールド
岡山県	おうみゆたか、スカイゴールドデン及びミハルゴールド
山口県	サチホゴールド
徳島県	ニシノホシ
高知県	ニシノチカラ
福岡県	くすもち二条、しゅんれい、ニシノホシ、はるか二条、はるさやか、はるしづく、はるみやび及びほうしゅん
佐賀県	煌二条、サチホゴールド、白妙二条、ニシノホシ及びはるか二条
長崎県	ニシノホシ及びはるか二条
熊本県	ニシノホシ及びはるしづく
大分県	サチホゴールド、トヨノホシ及びニシノホシ
宮崎県	ニシノホシ、はるか二条及びはるしづく
鹿児島県	ニシノホシ及びはるか二条

(三) 規格
イ 量目

- (イ) 普通小粒大麦、普通大粒大麦及び種子大麦
麻袋又は樹脂袋詰めの場合 五〇キログラム又は二五キログラム。ただし、一等及び二等以外に該当すると認められるものは、四〇キログラム又は二〇キログラムとすることができる。
- (ロ) 紙袋詰めの場合
紙袋又は樹脂袋詰めの場合 五〇キログラム又は二五キログラム
紙袋詰めの場合 二五キログラム
荷造り及び包装
もみの荷造り及び包装の場合の第一種麻袋から第三種麻袋までに同じ。

項目		最低限度	最高限度
(容積重)	水(%)分		
(整粒%)	計		
形質	熱損粒 異種穀粒 異物		

(ハ) 規格外―異臭のあるもの又は合格の品位に適合しない普通小粒大麦(飼料用に供されるもの)であって、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
 (ニ) 普通大粒大麦(ニ)に掲げるものを除く。)

合格	等級	項目	
一四・〇	水(%)分	異種穀粒及び異物	
四五	(%)細表	異物	
二五	(%)被害粒	異物	
一一	(%)計	異物	
〇・〇	麦角粒(%)	異物	
一	麦角粒を除いたもの(%)	異物	

(ロ) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通小粒大麦であって、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
 普通小粒大麦(飼料用に供されるもの)

二等	一等	等級	項目
五四〇	六〇〇	(容積重)	最低限度
六〇	七五	(%)整粒	最高限度
二等標準品	一等標準品	形質	被害粒、熱損粒、異種穀粒及び異物
一三・〇	一三・〇	水(%)分	異物
一五・〇	五・〇	(%)計	異物
〇・五	〇・五	(%)熱損粒	異物
一・〇	〇・五	(%)異種穀粒	異物
〇・〇	〇・〇	麦角粒(%)	異物
〇・六	〇・四	麦角粒を除いたもの(%)	異物

(イ) 普通小粒大麦(ロ)に掲げるものを除く。
 ハ 品位
 (ハ) もみの荷造り及び包装の場合の第一種紙袋から第二種紙袋までに同じ。
 (ロ) 樹脂袋
 もみの荷造り及び包装の場合の第一種樹脂袋から第三種樹脂袋までに同じ。

種 類	項目		等級	最 低 限 度		最 高 限 度						
	容積重 (グラム)	発芽率 (%)		整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒 (%)	異物				
ビール大麦	合格	合格	合格	五九〇	八〇	九〇	標準品	一三・〇	〇・五	〇・〇	〇・二	品種固有の色
普通大粒大麦	合格	合格	合格	五九〇	八〇	九〇	標準品	一三・〇	〇・五	〇・〇	〇・二	品種固有の色
普通小粒大麦	合格	合格	合格	五六〇	八〇	九〇	標準品	一三・〇	〇・五	〇・〇	〇・二	品種固有の色

(ハ) 種子大麦

等級	項目		容積重 (グラム)	発芽勢 (%)	整粒 (%)	形質	水分 (%)	細 (%) 麦	被害粒、異品種粒及び異種穀粒並びに異物	異品種粒及び異種穀粒並びに異物	異物	色
	等級	項目										
等外上	六〇〇	九五	七〇	等外上標準品	一三・〇	―	六・〇	〇・二	〇・〇	〇・〇	〇・二	―
二等	六三〇	九五	八〇	二等標準品	一三・〇	一〇・〇	三・〇	〇・二	〇・〇	〇・〇	〇・二	―
一等	六四五	九五	九〇	一等標準品	一三・〇	五・〇	二・〇	〇・二	〇・〇	〇・〇	〇・二	品種固有の色

(ホ) ビール大麦
 (ニ) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通大粒大麦であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
 普通小粒大麦(飼料用に供されるもの)
 普通大粒大麦(飼料用に供されるもの)
 普通小粒大麦(飼料用に供されるもの)の品位に同じ。

等級	容積重 (グラム)	発芽率 (%)	整粒 (%)	形質	水分 (%)	細 (%) 麦	被害粒、異品種粒及び異種穀粒並びに異物	異品種粒及び異種穀粒並びに異物	異物	色	
二等	五六〇	六〇	二	二等標準品	一三・〇	一五・〇	〇・五	一・〇	〇・〇	〇・六	―
一等	六二〇	七五	一	一等標準品	一三・〇	五・〇	〇・五	〇・五	〇・〇	〇・四	―

一 普通小粒大麦の規格は、二条大麦以外の大麦（種子大麦を除く。）で飼料用に供されないものについて適用する。
 二 普通大粒大麦の規格は、二条大麦（種子大麦を除く。）で飼料用又は醸造用に供されないものについて適用する。
 三 普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）の規格は、二条大麦以外の大麥（種子大麦を除く。）で飼料用に供されるものについて適用する。
 四 普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）の規格は、二条大麦（種子大麦を除く。）で飼料用に供されるものについて適用する。
 五 普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）及び普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）の規格が適用されるものについては、銘柄の規定は、適用しない。
 六 この規格で「飼料用に供される」とは、単体飼料又は配合飼料の原料に供されることをいう。
 七 ビール大麦の規格は、「二条大麦（種子大麦を除く。）で醸造用に供されるものについて適用する。
 八 ビール大麦の発芽勢は、後熟後における数値とする。
 九 被害粒のうち赤かび粒は、普通小粒大麦及び普通大粒大麦のうち一等及び二等のもの並びにビール大麦にあつては 0.0% 、普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）及び普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）のうち合格のものにあつては 10.0% を超えて混入してはならない。
 一〇 大麦には、異物として土砂（これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。）が混入してはならない。
 一一 ビール大麦及び種子大麦には、異臭があつてはならない。
 一二 種子大麦には、異品種粒又は異種穀粒が混入してはならない。
 一三 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用し
 ていなければならない。

定義

- 一 百分率—全量に対する重量比をいう。ただし、発芽勢及び発芽率の場合を除く。
- 二 容積—小麦の定義の容積重に同じ。
- 三 整粒—二ミリメートル（普通大粒大麦及びビール大麦の等外上にあつては二・二ミリメートル、ビール大麦の一等及び二等にあつては二・五ミリメートル）の縦目ぶるをもつて分け、そのふるいの上に残る健全粒をいう。
- 四 形質—小麦の定義の形質に同じ。
- 五 水分—小麦の定義の水分に同じ。
- 六 被害粒—損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、胴割粒、砕粒、熱損粒、空洞粒、硬質粒並びにビール大麦及び種子大麦に於いての芽くされ粒、剥皮粒等）をいう。ただし、被害が軽微で、普通小粒大麦及び普通大粒大麦にあつては精麦の品質及び精麦歩合に影響を及ぼさない程度のもを、普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）及び普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）にあつては飼料の品質及び製麦歩合に影響を及ぼさない程度のもを、ビール大麦にあつては麦芽の品質及び製麦歩合に影響を及ぼさない程度のもを除く。
- 七 赤かび粒—小麦の定義の赤かび粒に同じ。
- 八 熱損粒—熱等によつて損傷を受け、でん粉層まで茶褐色、茶色又は黒色に変色した粒をいう。
- 九 異品種粒—ビール大麦についての異品種粒とは、ビール大麦以外の大麥の粒をいう。
- 一〇 異種穀粒—大麦を除いた他の穀粒をいう。
- 一一 異物—もみの定義の異物に同じ。
- 一二 麥角粒—小麦の定義の麥角粒に同じ。
- 一三 發芽勢—撰氏二〇度で七十二時間以内に発芽した整粒の供試した整粒に対する粒数歩合をいう。
- 一四 細麥—普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）及び普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）にあつては二ミリメートル、ビール大麦にあつては二・二ミリメートルの縦目ぶるをもつて分け、そのふるいを通過する大麥の粒をいう。
- 一五 發芽率—撰氏二〇度で七日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した健全粒等に対する粒数歩合をいう。
- 一六 健全粒等—小麦の定義の健全粒等に同じ。

六 裸麥

(一) 種類

- (二) 普通銘柄 種子裸麥

普通裸麦
産地品種銘柄
産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道 県	品 種
北 海 道	キラリモチ
茨 城 県	キラリモチ
埼 玉 県	イチパンボシ、キラリモチ及びもっちりぼし
滋 賀 県	イチパンボシ及びダイシモチ
兵 庫 県	米澤モチ二号
島 根 県	イチパンボシ
岡 山 県	イチパンボシ及びキラリモチ
広 島 県	キラリモチ
山 口 県	トヨノカゼ
徳 島 県	イチパンボシ及びダイシモチ
香 川 県	イチパンボシ及びダイシモチ
愛 媛 県	イチパンボシ、ハルヒメボシ、ヒノデハダカ、マンネンボシ及びユメサキボシ
福 岡 県	イチパンボシ
佐 賀 県	イチパンボシ、ダイシモチ及びユメサキボシ
長 崎 県	長崎御島及び御島稈
熊 本 県	イチパンボシ
大 分 県	トヨノカゼ
宮 崎 県	宮崎裸

(三) 規格
イ 量目

麻袋又は樹脂袋詰めの場合

六〇キログラム又は三〇キログラム。ただし、一等及び二等以外に該当すると認められるものは、五〇キログラム又は二五キログラムとすることができる。

紙袋詰めの場合
三〇キログラム。ただし、一等及び二等以外に該当すると認められるものは、二五キログラムとすることができる。

ロ 荷造り及び包装

(イ) 麻袋

もみの荷造り及び包装の場合の第一種麻袋から第三種麻袋までに同じ。

(ロ) 樹脂袋

もみの荷造り及び包装の場合の第一種樹脂袋から第三種樹脂袋までに同じ。

(ハ) 紙袋

もみの荷造り及び包装の場合の第一種紙袋から第二種紙袋までに同じ。

ハ 品位
(イ) 普通裸麦

等級	項目		容積重 (グラム)	整粒 (%)	形質	水分 (%)	最高限度				
	最低	限度					被害粒、熱損粒、異種穀粒及び異物		異物		
一等	七六〇	七〇	七六〇	七〇	一等標準品	一三・〇	五・〇	〇・五	〇・五	〇・五	〇・四
二等	七一〇	五五	七一〇	五五	二等標準品	一三・〇	一五・〇	〇・五	一・〇	〇・〇	〇・六

(ロ) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通裸麦であって、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
種子裸麦

等級	項目		容積重 (グラム)	発芽率 (%)	整粒 (%)	形質	最高限度					
	最低	限度					水分、被害粒		異物		色	
合格	七六〇	八〇	七六〇	八〇	九〇	標準品	一三・〇	〇・五	〇・〇	〇・〇		〇・二

附

一 普通裸麦のうち一等及び二等のものにあつては、被害粒のうち赤かび粒が〇・〇%を超えて混入してはならない。

二 裸麦には、異物として土砂（これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。）が混入してはならない。
 三 種子裸麦には、異臭があつてはならない。
 四 種子裸麦には、異品種粒又は異種穀粒が混入してはならない。
 五 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率もみの定義の百分率に同じ。
 - 二 容積重もみの定義の容積重に同じ。
 - 三 整形粒もみの定義の整形粒に同じ。
 - 四 形質もみの定義の形質に同じ。
 - 五 水分もみの定義の水分に同じ。
 - 六 被害粒もみの定義の被害粒に同じ。し、普通裸麦にあつては被害が軽微で精麦の品質及び精麦歩合に影響を及ぼさない程度のもを除外。
 - 七 赤かび粒もみの定義の赤かび粒に同じ。
 - 八 熱損粒もみの定義の熱損粒に同じ。
 - 九 異種穀粒もみの定義の異種穀粒をいう。
 - 一〇 異物もみの定義の異物を同じ。
 - 一一 麥角粒もみの定義の麥角粒に同じ。
 - 一二 発芽率もみの定義の発芽率に同じ。
 - 一三 健全粒もみの定義の健全粒に同じ。
 - 七 大豆類
 - (-) イ 普通大豆及び特定加工用大豆
 - ロ 種子大豆 中粒大豆 極小粒大豆
 - 大粒大豆 中粒大豆 小粒大豆 極小粒大豆
 - (二) 銘柄 普通大豆及び特定加工用大豆
 - イ 大粒大豆及び中粒大豆
 - 産地品種銘柄
- 産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品	種
北海道	秋田（大粒大豆を除く。）、大袖の舞、大袖振、音更大袖振、タマフクラ、つるの子、ツルムスメ、とよまさり、ハヤヒカリ（大粒大豆を除く。）、光黒及びゆきぴりか	
青森県	おおすず、オクシロメ（大粒大豆を除く。）及びシュウリュウ	
岩手県	青丸くん、シュウリュウ、スズカリ、ナンブシロメ、ミヤギシロメ、ユキホマレ及びリュウホウ	
宮城県	あきみやび、あやこがね、きぬさやか、タチナガハ、タンレイ及びミヤギシロメ	

秋田県	秋試緑一号、あきたみどり、すずさやか、タチユタカ及びリュウホウ
山形県	あやこがね、エンレイ、里のほほえみ、シュウリュウ、スズユタカ、タチユタカ及びリュウホウ
福島県	あやこがね、おおすず、里のほほえみ、スズユタカ、タチナガハ及びふくいぶき
茨城県	里のほほえみ、タチナガハ及びハタユタカ
栃木県	里のほほえみ及びタチナガハ
群馬県	オオツル、里のほほえみ、タチナガハ及びハタユタカ
埼玉県	エンレイ、行田在来、里のほほえみ、タチナガハ及び白光
千葉県	サチユタカ、タチナガハ及びフクユタカ
新潟県	あやこがね、エンレイ、里のほほえみ、スズユタカ及びタチナガハ
富山県	エンレイ、オオツル及びシュウレイ
石川県	あやこがね、エンレイ、里のほほえみ及びフクユタカ
福井県	あやこがね、エンレイ、オオツル、里のほほえみ及びフクユタカ
山梨県	あやこがね及びナカセンナリ
長野県	ギンレイ、すずほまれ、タチナガハ、つぼほまれ及びナカセンナリ
岐阜県	アキシロメ、タチナガハ、中鉄砲、つやほまれ及びフクユタカ
静岡県	フクユタカ
愛知県	フクユタカ
三重県	タマホマレ及びフクユタカ
滋賀県	エンレイ、オオツル、ことゆたか、タマホマレ及びフクユタカ
京都府	エンレイ、オオツル、京白丹波、サチユタカ及びタマホマレ
兵庫県	あやこがね、オオツル、こがねさやか、サチユタカ、たつまる、タマホマレ及び夢さよう

道 県	品 種
北海道	スズヒメ、スズマル及びユキシズカ
鹿児島県	フクユタカ
宮崎県	キヨミドリ及びフクユタカ
大分県	フクユタカ
熊本県	フクユタカ及びむらゆたか
長崎県	フクユタカ
佐賀県	フクユタカ及びむらゆたか
福岡県	キヨミドリ、ちくしB五号及びフクユタカ
高知県	サチユタカ及びフクユタカ
愛媛県	サチユタカ及びフクユタカ
香川県	フクユタカ
徳島県	フクユタカ
山口県	サチユタカ及びフクユタカ
広島県	アキシロメ、あきまる及びサチユタカ
岡山県	サチユタカ、タマホマレ、トヨシロメ及びフクユタカ
島根県	青丸くん、サチユタカ、シュウレイ、タマホマレ、トヨシロメ、ナカセンナリ及びフクユタカ
鳥取県	エンレイ、サチユタカ、すずこがね、タマホマレ及び星のめぐみ
奈良県	あやみどり及びサチユタカ

ロ 小粒大豆及び極小粒大豆
産地品種銘柄
産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

鹿児島県	大分県	熊本県	福岡県	三重県	長野県	石川県	新潟県	栃木県	茨城県	福島県	山形県	秋田県	宮城県	岩手県
すずおとめ	すずおとめ	すずおとめ及びすずかれん	すずおとめ	すずおとめ	すずろまん	コスズ	コスズ及びすずろまん	納豆小粒	納豆小粒	コスズ及びすずほのか	すずかおり	コスズ	すずほのか	コスズ及びすずほのか

(三) 規 格
イ 量 目

- (イ) 普通大豆及び特定加工用大豆
 - (ロ) 麻袋又は樹脂袋詰めの場合
 - (ハ) 紙袋詰めの場合
 - (ニ) 種子大豆
 - (ホ) 麻袋又は樹脂袋詰めの場合
 - (ヘ) 紙袋詰めの場合
 - (ヘ) 荷造り及び包装
 - (ヘ) 紙袋又は樹脂袋
- 六〇キログラム又は三〇キログラム
三〇キログラム又は二〇キログラム
六〇キログラム又は三〇キログラム
三〇キログラム又は二〇キログラム又は一〇キログラム

第一種紙袋

材料 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）、JIS P三四〇一（クラフト紙四種）、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）に規定されたクラフト紙とし、口ひもは、紙ひも製バンド（紙ひも八本を幅一〇ミリメートル以下に並列帯状に固着させたもので、引張り強さ六八キログラム以上のもの）とする。

(±)	八 二五	縦 ルメセ ー トチ
(±)	四 一九	横 ルメセ ー トチ
(±)	〇 ・ 一 五〇	ひ ルメセ ー トチだ
	三 四〇〇 以下	重 ラ ム さ
	示 し た も の の 表 面 に 表 示 し た も の	表 示
	と し た も の	仕 立 方

荷造り 袋口をそろえ裏側に三回以上折り曲げ、両端から約一〇センチメートルの箇所袋口の中央に折り曲げて、左右の口ひもで真結びとする。

第二種紙袋 材料 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）、JIS P三四〇一（クラフト紙四種）、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）に規定されたクラフト紙とする。

(±)	八 三七	縦 ルメセ ー トチ
(±)	〇 ・ 四 三二	横 ルメセ ー トチ
(±)	〇 七 ・ 三五	ひ ルメセ ー トチだ
	三 一〇〇 以下	重 ラ ム さ
	製 紙 工 場 名 、 製 袋 工 場 名 及 び 風 袋 の 重 量 並 び に 「 第 二 種 紙 袋 」 の 文 字 を 表 面 に 表 示 し た も の	表 示
	各 層 と も 新 ク ラ フ ト 紙 又 は 新 ク ラ フ ト 紙 又 は 新 ク ラ フ ト 紙 又 は 新 ク ラ フ ト 紙 又 は 新 ク ラ フ ト 紙 を 用 い て 三 層 又 は 四 層 と し 、 底 部 は 、 ク レ ー プ 紙 を 当 て 、 そ の 上 に 当 て 紙 を し て ミ シ ン 縫 い （ 縫 目 の 間 隔 は 、 八 ミ リ メ ー ト ル 又 は 一 〇 ミ リ メ ー ト ル と す る 。 ） と し た も の	仕 立 方

荷造り 袋口にも紙又はクレープ紙を当て、当て糸をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

第三種紙袋 材料 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）、JIS P三四〇一（クラフト紙四種）、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）に規定されたクラフト紙とする。

等級	項目	
粒 (%) 度	形	最低限度
		質
水 (%) 分	被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物	最高限度
		著しい被害粒等
(%)計	異種穀粒	度
(%)異物	異種穀粒	

ハ 品位 荷造り
(イ) 普通大豆 袋口にも紙又はクレープ紙を当て、当て糸をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

(±) 七 二〇	縦 ルメセ ー ン トチ	製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第四種紙袋」の文字を表面に表示したもの	表 示	仕 立 方
(±) 〇 ・ 四 三 二	横 ルメセ ー ン トチ			
(±) 〇 七 ・ 三 五	ひ ルメセ ー ン トチ だ	各層とも新クラフト紙を用いて四層とし、底部は、各層とも新クラフト紙を当て、その上に当て紙をしてミシン縫い（縫目の間隔は八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。）としたもの		
二 二 五 〇 〇 以下	(重 ラ ム さ)			

第四種紙袋 荷造り
注入口側にも紙又はクレープ紙を当て、当て糸をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。
材料 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）、JIS P三四〇一（クラフト紙四種）、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）に規定されたクラフト紙とする。

(±) 八 三 七	縦 ルメセ ー ン トチ	製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第三種紙袋」の文字を表面に表示したもの	表 示	仕 立 方
(±) 〇 ・ 四 三 二	横 ルメセ ー ン トチ			
(±) 〇 七 ・ 三 五	ひ ルメセ ー ン トチ だ	各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて三層又は四層とし、排出側は端を三層又は四層重ねた状態で二回折り曲げ、引きひも付き補強紙をはり付けたもの		
三 二 一 〇 〇 以下	(重 ラ ム さ)			

形状

一等	七〇	一等標準品	一五・〇	一五	一	〇
二等	七〇	二等標準品	一五・〇	二〇	二	〇
三等	七〇	三等標準品	一五・〇	三〇	四	〇

(ロ) 規格外―一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない大豆であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの
特定加工用大豆

項目	等級	最低限度		最高限度				
		粒(%) 度	形質	水分(%)	被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物(%)計	著しい被害粒等(%)	異種穀粒(%)	異物(%)
合格		七〇	標準品	一五・〇	三五	五	二	〇

(ハ) 規格外―合格の品位に適合しない大豆であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの
種子大豆

項目	等級	最低限度		最高限度		
		発芽率(%)	形質	水分(%)	被害粒及び未熟粒(%)	異物(%)
合格		八〇	合格標準品	一五・〇	一〇	〇

附

- 一 北海道において生産された大豆のうち、普通大豆の三等のもの及び特定加工用大豆の合格のものに限り、その水分の最高限度は、本表の数値に一・〇%を加算したものとする。
- 二 普通大豆及び特定加工用大豆の小粒大豆の産地品種銘柄にあつては直径六・一ミリメートル（北海道で生産されたものにあつては直径六・七ミリメートル）の丸目ふるいをもつて分け、極小粒大豆の産地品種銘柄にあつては直径五・五ミリメートルの丸目ふるいをもつて分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比が一〇%未満でなければならない。
- 三 普通大豆の色の区分は、黄色、黒色、茶色及び青色とし、それぞれの色の大豆にはその色以外の色のもの粒が一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては五%、三等のものにあつては一〇%を超えて混入してはならない。
- 四 特定加工用大豆の規格は、豆腐・油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用される大豆に適用する。
- 五 種子大豆には、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
- 六 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用し、ていなければならぬ。

定義

百分率―もみの定義の百分率に同じ。

縦 センチメートル	横 センチメートル	ひだ センチメートル	重 さ (グラム)	表 示	仕 立 方
製紙工場名、製袋工場名					
各層とも新クラフト紙を用いて三層とし、排					

荷造り 袋口にも紙又はクレープ紙を当て、当て糸をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

第五種紙袋 材料 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）、JIS P三四〇一（クラフト紙四種）、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）に規定されたクラフト紙とする。

(±) 七七・二五	(±) 〇・四二	(±) 〇七・三五	二三〇以上 二七〇以下	表 示	仕 立 方
縦 センチメートル	横 センチメートル	ひだ センチメートル	重 さ (グラム)	表 示	仕 立 方
製紙工場名、製袋工場名					
各層とも新クラフト紙又は新クラフト紙伸張紙を用いて四層とし、底部は、クレープ紙を当て、その上に当て紙をしてミシン縫い（縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。）としたもの					

荷造り 袋口にも紙又はクレープ紙を当て、当て糸をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

第一種紙袋 大豆の荷造り及び包装の場合の第一種紙袋に同じ。

第二種紙袋 大豆の荷造り及び包装の場合の第二種紙袋に同じ。

第三種紙袋 大豆の荷造り及び包装の場合の第三種紙袋に同じ。

第四種紙袋 大豆の荷造り及び包装の場合の第三種紙袋に同じ。

材料 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）、JIS P三四〇一（クラフト紙四種）、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）に規定されたクラフト紙とする。

紙袋詰めの場合
種子小豆 三〇キログラム又は二五キログラム

(ロ) 紙袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム

紙袋詰めの場合 三〇キログラム、二〇キログラム又は一〇キログラム

荷造り及び包装
紙袋又は樹脂袋

(±)	七七・五	(±)	〇・四三	(±)	〇七・五	二〇〇以上	二四〇以下	及び風袋の重量並びに「第五種紙袋」の文字を表面に表示したものの	、出口側は端を三層重ねた状態で二回折り曲げ、引きひも付き補強紙をはり付けたもの
-----	------	-----	------	-----	------	-------	-------	---------------------------------	---

荷造り
 八 品位 注 入口側にも紙又はクレープ紙を当て、当て紙をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。
 (イ) 一般小豆

項目	等級			項目	最低限度		最高限度			
	一等	二等	三等		整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物 (%)計	異種穀粒 (%)	異物 (%)
一等	九〇	八五	六五	一等標準品	九〇	九〇	一五・〇	一〇	〇	〇
二等	八五	八〇	六五	二等標準品	八五	八五	一五・〇	一〇	〇	〇
三等	八〇	七五	六五	三等標準品	八〇	八〇	一五・〇	一〇	〇	〇

(ロ) 規格外一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない小豆であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの
 種子小豆

項目	等級			項目	最低限度		最高限度		
	一等	二等	三等		整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒及び未熟粒 (%)	異物 (%)
一等	九〇	八五	六五	合格標準品	九〇	九〇	一五・〇	一〇	〇
二等	八五	八〇	六五	合格標準品	八五	八五	一五・〇	一〇	〇
三等	八〇	七五	六五	合格標準品	八〇	八〇	一五・〇	一〇	〇

附
 一 一般小豆の規格は、機械より及びみぎきを行つてゐる一般小豆に適用する。
 二 北海道において生産された一般小豆に限り、その水分の最高限度は、本表の数値に、二等のものにあつては一・〇%、三等のものにあつては二・〇%を加算したものとする。
 三 一般小豆の大納言小豆、普通小豆又はその他の小豆にあつては、その種類以外の種類の小豆が一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては五%、三等のものにあつては一〇%を超えて混入してはならない。
 四 種子小豆には、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
 五 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

定義

三 等	六五	三等標準品	一六・〇	三五	一	〇
二 等	八〇	二等標準品	一六・〇	二〇	〇	〇
一 等	九〇	一等標準品	一六・〇	一〇	〇	〇

(p) 規格外―一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないいんげんであって、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの
種子いんげん

合 格	等 級	項目		合 格 標 準 品	水 分 (%)	被 害 粒 及 び 未 熟 粒 (%)	異 物 (%)
		最 低 限 度	最 高 限 度				
八五	整 粒 (%)	九〇	發 芽 率 (%)	一六・〇	一五	〇	

附

一 普通いんげんの規格は、機械より、手より等の調製を行っているいんげんに適用する。
二 北海道において生産された普通いんげんの白花豆及び大福に限り、その水分の最高限度は、本表の数値に、二等のものにあつては一・〇%、三等のものにあつては二・〇%を加算したものとす。
三 普通いんげんの中長うずら、大手亡、とら豆、白花豆及び大福にあつては、その種類以外の種類のいんげんが混入してはならない。
四 普通いんげんの種類のうち、「大正金時、北海金時、丹頂金時」及び「大正白金時、白金時、福白金時」をそれぞれ区分し、その区分した種類以外のいんげんが混入してはならず、かつ、それぞれ区分した種類間において一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては五%、三等のものにあつては一〇%を超えて混入してはならない。
五 普通いんげんのものに他の金時及びその他のいんげんにあつては、これらの種類以外の種類のいんげんが一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては五%、三等のものにあつては一〇%を超えて混入してはならない。
六 種子いんげんには、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
七 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

定義

百分率―もみの定義の百分率に同じ。
整形粒―もみの定義の整形粒に同じ。
三形質―大豆の定義の形質に同じ。
四水分―もみの定義の水分に同じ。
五被害―もみの定義の被害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒、皮切れ粒等をいう。ただし、普通いんげんにあつては、損傷が軽微で製品の品質に影響を及ぼさない程度のもを除く。
六未熟粒―もみの定義の未熟粒に同じ。
七異品種粒―その品種以外のいんげんの粒をいう。
八異種穀粒―いんげんを除いた他の穀粒をいう。
九異芽率―小豆の定義の発芽率に同じ。
一〇発芽率―小豆の定義の発芽率に同じ。

附

規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの

等級	項目				
	品 質	最 低 限 度			
二 等	二等標準品	八五			
一 等	一等標準品	八五			
等級	品 質	粒 度 (%)	最 高 限 度		
			水 分 (%)		
			く ず (%)		
			変 質 物 (%)		
二 等	二等標準品	一三	一〇	四	一・〇
一 等	一等標準品	一三	五	一	〇・一

(ロ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
かんしょ粗砕切干

等級	項目				
	品 質	最 低 限 度			
二 等	二等標準品	五(±)二			
一 等	一等標準品	五(±)二			
等級	品 質	(ミリメートル) 厚 さ	最 高 限 度		
			水 分 (%)		
			く ず (%)		
			変 質 物 (%)		
二 等	二等標準品	一三	一〇	四	一・〇
一 等	一等標準品	一三	五	一	〇・一

- 十 かんしょ生切干
- (一) かんしょ類
- (二) かんしょ平切干
- かんしょ粗砕切干
- イ 規格
- (イ) かんしょ平切干
- 麻袋又は樹脂袋詰めの場合
- 紙袋詰めの場合
- (ロ) かんしょ粗砕切干
- 麻袋又は樹脂袋詰めの場合
- 紙袋詰めの場合
- 荷造り及び包装
- (イ) かんしょ平切干
- 麻袋、樹脂袋又は紙袋
- (ロ) かんしょ粗砕切干
- 麻袋、樹脂袋又は紙袋
- ハ 品位
- (イ) かんしょ平切干
- 四〇キログラム又は三〇キログラム
- 三〇キログラム又は二五キログラム
- 五〇キログラム
- 二〇キログラム

一 かんしよ粗砕切干の規格は、かんしよ平切干を粗砕したものに限り適用する。
 二 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用し
 ていなければならない。

定義

- 一 百分率—玄米の定義の百分率に同じ。
- 二 質—充実度、質の硬軟、形状の整否（かんしよ平切干の場合に限る。）、色沢の良否等をいう。
- 三 さ—はさみ尺にて測定したものをいう。
- 四 度—一辺の長さが一・五ミリメートル以上二〇ミリメートル未満のもの全量に対する重量比をいう。
- 五 分—もみの定義の水分に同じ。
- 六 ざ—皮部の残存の多いものをいう。
- 七 変質—物—変色したもの、虫害のあるもの、異臭のあるもの等をいう。
- 八 異物—かんしよ生切干を除いた他のものをいう。
- 十一 種—ば
- 十二 種—類

(一) 普通そば だつたんそば 種子そば

(二) 普通銘柄 産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

県	品	種
青森県	階上早生	
山形県	でわかおり、最上早生及び山形BW五号	
福島県	会津のかおり	
茨城県	常陸秋そば	
長野県	長野S八号	
宮崎県	みやざきおおつぶ及び宮崎早生かおり	

(三) 規格

- イ 量目
 - 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 四五キログラム又は二二・五キログラム
 - 紙袋詰めの場合 二二・五キログラム
- ロ 荷造り及び包装
 - 麻袋、樹脂袋又は紙袋
- ハ 品位
 - (イ) 普通そば (ロ) に掲げるものを除く。

項目	等級			項目
	二等	一等	項目	
最低限度	八〇	八〇	容積重 (%)	最低限度
	一六・〇	一六・〇	水分 (%)	最高限度
	一五	五	被害粒 (%)	
	二	一	異種穀粒 (%)	
	一	〇	異物 (%)	

(ニ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないそばであつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの
 (ホ)に掲げるものを除く。

項目	等級			項目
	二等	一等	項目	
最低限度	五五〇	六〇〇	容積重 (グラム)	最低限度
	一六・〇	一六・〇	水分 (%)	最高限度
	一五	五	被害粒 (%)	
	二	一	異種穀粒 (%)	
	一	〇	異物 (%)	

(ハ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないそば(四倍体)であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの
 だったんそば

項目	等級			項目
	二等	一等	項目	
最低限度	五八〇	六四〇	容積重 (グラム)	最低限度
	一六・〇	一六・〇	水分 (%)	最高限度
	一五	五	被害粒 (%)	
	二	一	異種穀粒 (%)	
	一	〇	異物 (%)	

(ロ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないそばであつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの
 普通そば(四倍体)

等級	項目	最低限度	最高限度
合格	容積重 (グラム)	六一〇	四
	発芽率 (%)	九〇	四
	形質	合格標準品	被害粒及び未熟粒 (%)
	水分 (%)	一六・〇	四
	異物 (%)	一	一

(ホ) 種子そば(四倍体)

等級	項目	最低限度	最高限度
合格	容積重 (グラム)	六〇〇	四
	発芽率 (%)	九〇	四
	形質	合格標準品	被害粒及び未熟粒 (%)
	水分 (%)	一六・〇	四
	異物 (%)	一	一

附

- 一 普通そば(四倍体)及び種子そば(四倍体)の規格は、みやざきおおつぶ及び信州大そばに適用する。
- 二 普通そば(四倍体を除く)にあつては、直径四・五ミリメートルの丸目ふるいをもつて分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比が七〇%未満の場合、一等及び二等の容積重の最低限度はそれぞれ本表の数値に二〇グラムを加算したものとす。
- 三 普通そばには、だつたんそばが〇%を超えて混入してはならない。
- 四 だつたんそばには、普通そばが、一等のものにあつては一%、二等のものにあつては二%を超えて混入してはならない。
- 五 種子そばには、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
- 六 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率—もみの定義の百分率に同じ。
 - 二 容積重—小麦の定義の容積重に同じ。
 - 三 形質—大豆の定義の形質に同じ。
 - 四 水分—もみの定義の水分に同じ。
 - 五 被害粒—損傷を受けた粒(病害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒等)をいう。ただし、普通そばにあつては、損傷が軽微で製品の品質に影響を及ぼさない程度のもものを除く。
 - 六 未熟粒—もみの定義の未熟粒に同じ。
 - 七 異品種粒—その品種以外のそばの粒をいう。
 - 八 異種穀粒—そばを除いた他の穀粒をいう。
 - 九 異物—もみの定義の異物に同じ。
 - 一〇 発芽率—摂氏二〇度で七日間以内に発芽した整粒(被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。)の供試した整粒に対する粒数歩合をいう。
 - 十一 生でん粉
 - 十二 かんしょでん粉
- 甲 かんしょでん粉
- (一) かんしょ生でん粉 かんしょ並でん粉 かんしょさらしでん粉
- (二) 規格

等級	項目	
	水 (%) 分	砂 (%) 分
二 等	一八	〇・〇五
	〇・四	〇・二〇
一 等	一八	〇・〇三
	〇・三	〇・一五
等級	水 (%) 分	砂 (%) 分
	灰 (%) 分	た (%) ん 白
二 等	四・五	二 等 標 準 品
	四・五	二 等 標 準 品
一 等	五・〇	一 等 標 準 品
	五・〇	一 等 標 準 品
等級	酸性 度	色 沢
	最低 限度	き よ う 雑 物
二 等	四・五	少 な い も の
	四・五	少 な い も の
一 等	五・〇	な い も の
	五・〇	な い も の
等級	酸性 度	臭 気
	最低 限度	臭 気
二 等	四・五	異 臭 が 少 な い も の
	四・五	異 臭 が 少 な い も の
一 等	五・〇	異 臭 が な い も の
	五・〇	異 臭 が な い も の
等級	酸性 度	臭 気
	最低 限度	臭 気

(ハ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
かんしよさらしでん粉

等級	項目	
	水 (%) 分	砂 (%) 分
二 等	一八	〇・〇五
	〇・四	〇・二〇
一 等	一八	〇・〇三
	〇・三	〇・一五
等級	水 (%) 分	砂 (%) 分
	灰 (%) 分	た (%) ん 白
二 等	四・五	二 等 標 準 品
	四・五	二 等 標 準 品
一 等	五・〇	一 等 標 準 品
	五・〇	一 等 標 準 品
等級	酸性 度	色 沢
	最低 限度	き よ う 雑 物
二 等	四・五	少 な い も の
	四・五	少 な い も の
一 等	五・〇	な い も の
	五・〇	な い も の
等級	酸性 度	臭 気
	最低 限度	臭 気
二 等	四・五	異 臭 が 少 な い も の
	四・五	異 臭 が 少 な い も の
一 等	五・〇	異 臭 が な い も の
	五・〇	異 臭 が な い も の
等級	酸性 度	臭 気
	最低 限度	臭 気

(ロ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
かんしよ並でん粉

等級	項目	
	水 (%) 分	砂 (%) 分
二 等	四五	〇・〇七
	〇・三	〇・二〇
一 等	四五	〇・〇二
	〇・二	〇・一〇
等級	水 (%) 分	砂 (%) 分
	灰 (%) 分	た (%) ん 白
二 等	四・五	少 な い も の
	四・五	少 な い も の
一 等	五・〇	な い も の
	五・〇	な い も の
等級	酸性 度	臭 気
	最低 限度	臭 気
二 等	四・五	異 臭 が 少 な い も の
	四・五	異 臭 が 少 な い も の
一 等	五・〇	異 臭 が な い も の
	五・〇	異 臭 が な い も の
等級	酸性 度	臭 気
	最低 限度	臭 気

イ 量目
(イ) かんしよ生でん粉
七五キログラム、六〇キログラム又は四五キログラム
(ロ) かんしよ並でん粉及びかんしよさらしでん粉
二五キログラム
ロ 荷造り及び包装
(イ) かんしよ生でん粉
麻袋又は布袋
(ロ) かんしよ並でん粉及びかんしよさらしでん粉
紙袋
ハ 品位
(イ) かんしよ生でん粉

項目	等級		項目	等級
	一等	二等		
限度	水分 (%)	二〇	水分 (%)	二〇
	砂 (%)	〇・四〇	砂 (%)	〇・七〇
	灰 (%)	〇・六	灰 (%)	一・〇
	たん白 (%)	〇・五〇	たん白 (%)	〇・七〇
最低限度	色	一等標準品	色	二等標準品
	沢	ないもの	沢	ほとんどのないもの
きょう雑物	きょう雑物		きょう雑物	
	臭		臭	
気	臭		臭	
	異臭がないもの		異臭がほとんどのないもの	

(二) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
ばれいしよ二番粉でん粉

項目	等級		項目	等級
	一等	二等		
限度	水分 (%)	一八	水分 (%)	一八
	砂 (%)	〇・〇〇	砂 (%)	〇・〇一
	灰 (%)	〇・二	灰 (%)	〇・三
	たん白 (%)	〇・一〇	たん白 (%)	〇・一五
最低限度	酸性度	五・五	酸性度	五・〇
	色	一等標準品	色	二等標準品
きょう雑物	きょう雑物		きょう雑物	
	臭		臭	
気	臭		臭	
	異臭がないもの		異臭がほとんどのないもの	

(ハ) 規格外―一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないもの
ばれいしよ精製でん粉

項目	等級			項目	等級	
	一等	二等	三等			
限度	水分 (%)	一八	水分 (%)	一八	一八	
	砂 (%)	〇・〇一	砂 (%)	〇・〇二	〇・〇三	
	灰 (%)	〇・二	灰 (%)	〇・三	〇・四	
	たん白 (%)	〇・一〇	たん白 (%)	〇・一五	〇・二〇	
最低限度	酸性度	五・五	酸性度	五・〇	四・五	
	色	一等標準品	色	二等標準品	三等標準品	
きょう雑物	きょう雑物			きょう雑物		
	臭			臭		
気	臭			臭		
	異臭がないもの			異臭がほとんどのないもの		

(ロ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
ばれいしよ未粉でん粉

項目	等級	項目	等級
水分 (%)	四七	水分 (%)	四七
砂 (%)	〇・〇一	砂 (%)	〇・〇二
灰 (%)	〇・二	灰 (%)	〇・三
たん白 (%)	〇・一〇	たん白 (%)	〇・一五
最低限度	酸性度	最低限度	酸性度
色	ないもの	色	少ないもの
きょう雑物	異臭がないもの	きょう雑物	異臭が少ないもの
臭	異臭がないもの	臭	異臭が少ないもの

(ホ) 規格外一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
ばれいしよ二番粉でん粉精粉

等級	項目			
	水 (%) 分	砂 (%) 分	灰 (%) 分	たん 白 (%)
一等	二〇	〇・七〇	一・〇	〇・七〇
二等	二〇	一・〇〇	一・六	一・〇〇
				色 沢
				きよう 雑物
				臭 気
				最低 限度

規格外一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの

附

一 ばれいしよ生でん粉、ばれいしよ未粉でん粉及びばれいしよ精製でん粉にあつては、アルカリ性であつてはならない。
二 ばれいしよ精製でん粉及びばれいしよ二番粉でん粉精粉の粒度にあつては、ふるい目の開き〇・一〇五ミリメートルのふるいを通過するものでなければならぬ。

定義

一 百分率—玄米の定義の百分率に同じ。
二 水分—もみの定義の水分に同じ。
三 砂分—かんしよでん粉の定義の砂分に同じ。
四 灰分—かんしよでん粉の定義の灰分に同じ。
五 たん白—かんしよでん粉の定義のたん白に同じ。
六 酸性度—かんしよでん粉の定義の酸性度に同じ。
七 粒度—標準手ぶるい法によるものをいう。
八 きよう雑物—かんしよでん粉の定義のきよう雑物に同じ。
補則 農林水産大臣は、一から十二までに掲げるもののほか、流通の円滑を図るため特に必要があるときは、取引慣行を勘案して、農産物の種類、生産年度、生産される地域等に限ってその量目又は荷造り及び包装についての規格を定めることがある。この場合には、この規格は、関係する地方農政局、北海道農政事務所又は沖繩総合事務局及び関係する地方農政局長、北海道農政事務所長又は沖繩総合事務局長が適当と認める場所において公示する。

附則 (平成三十一年三月二十九日農林水産省告示第六百五号)

平成三十年以前に生産された国内産のみみ、玄米、小麦、大麦、裸麦及び大豆の銘柄については、この告示の施行後も、なお従前の例による。